

# 医療機関等を受診する場合

次の1～3のいずれかの方法により受診してください。

## 1 マイナ保険証の利用

医療機関等の窓口には設置されているカードリーダーにマイナ保険証を読み取らせてください。マイナ保険証を利用するためには、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が必要です。

## 2 マイナ保険証等を提示（医療機関等の都合などでマイナ保険証を利用した資格確認ができない場合）

マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を提示してください。「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。「資格情報のお知らせ」とともに、必ずマイナ保険証を提示する必要があります。また、スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルの健康保険証画面を提示することで、「資格情報のお知らせ」の代わりにすることができます。

「資格情報のお知らせ」とは・・・

健康保険証とマイナンバーカードを一体化する仕組み（マイナ保険証）に移行するにあたり、共済組合が把握する組合員及び被扶養者の資格情報をご自身で確認していただくことで、情報の正確性を確保し、全ての方に安心してマイナ保険証を利用していただくために交付するものです。組合員証等の廃止後に、ご自身の資格情報を確認する際に使用します。

## 3 組合員証等を提示

令和6年12月2日時点でお持ちの組合員証等は、経過措置により最長1年間は従来どおり使用できます。（経過措置期間中に組合員証等の有効期限が到来する場合は、その有効期限までの使用となります。）

経過措置期間中に氏名変更や紛失等があった場合、組合員証等は再発行されません。

※「マイナ保険証」をお持ちでない方などには、「資格確認書」を発行します。詳細が決まり次第、共済組合ホームページ等でお知らせいたします。

### 「マイナ保険証」の申請、登録、使用方法等についてのお問い合わせ先

- マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**（音声ガイダンス5番をお選びください）  
平日9:30～20:00・土日祝9:30～17:30・年末年始を除きます
- 厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)



マイナンバーカードの  
保険証利用について  
詳細はこちら

医療機関等を受診される際には、ぜひマイナ保険証をご利用ください！